

- 九 母子保健法第二十条第一項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務  
 十 母子保健法第二十一条の四第一項の費用の徴収に関する事務  
 十一 母子保健法第二十二条第二項の母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務
- 第四十一条 法別表第一の五十の項の主務省令で定める事務は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第百九号）第三条第一項の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務とする。
- 第四十二条 法別表第一の五十三の項の主務省令で定める事務は、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務とする。
- 第四十三条 法別表第一の五十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
- 一 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）による補償（休業補償、障害補償年金及び遺族補償年金に限る。）の請求の受理又はその請求に係る事実についての審査に関する事務
  - 二 地方公務員災害補償法第二十八条の二第一項の傷病補償年金の支給の決定に係る申請若しくは報告の受理又はその申請若しくは報告に係る事実についての審査に関する事務
  - 三 地方公務員災害補償法による年金である補償を受ける権利に係る申請、報告、届出若しくは請求の受理又はその申請、報告、届出若しくは請求に係る事実についての審査に関する事務
  - 四 地方公務員災害補償法による年金である補償の各支払期月（同法第四十条第三項ただし書の場合においては、当該月）の支払に関する事務
- 第四十三条の二 法別表第一の五十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
- 一 石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第百三十五号）第十六条第一項又は第十八条第一項の年金である給付の支給に関する事務（地方税法第三百七条の六第四項に規定する公的年金等支払報告書、所得税法第二百二十五条第一項第八号に規定する支払に関する調書又は同法第二百二十六条第三項に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。）
  - 二 石炭鉱業年金基金法第十七条又は第十八条第三項の一時金である給付の支給に関する事務（地方税法第三百二十八条の十四に規定する特別徴収票、所得税法第二百二十五条第一項第四号若しくは第八号に規定する支払に関する調書又は同法第二百二十六条第二項に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。）
- 第四十三条の三 法別表第一の五十五の二の項の主務省令で定める事務は、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第五十五条の二第一項の預金等に係る債権の額の把握（同法第三十七条第二項の規定により提出された資料による場合を含む。）に関する事務とする。
- 第四十四条 法別表第一の五十六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
- 一 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法第十七条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）及び同法附則第二条第三項において適用し、又は準用する場合を含む。）若しくは第二項の児童手当若しくは特例給付（同法附則第二条第一項の給付をいう。次号及び第三号において同じ。）の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務
  - 二 児童手当法第九条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の児童手当若しくは特例給付の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務
  - 三 児童手当法第十二条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の未支払の児童手当若しくは特例給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務
  - 四 児童手当法第二十一条第一項若しくは第二項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の費用の支払の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務
  - 五 児童手当法第二十六条（同条第二項を除き、同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
  - 六 児童手当法第二十八条（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の資料の提供等の求めに関する事務
  - 七 児童手当法施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十三号）第一条の三の父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- 第四十四条の二 法別表第一の五十六の二の項の主務省令で定める事務は、農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第五十七条の二第一項の貯金等に係る債権の額の把握（同法第三十七条第二項の規定により提出された資料による場合を含む。）に関する事務とする。
- 第四十五条 法別表第一の五十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
- 一 雇用保険法（昭和四十九年法律第百六号）による被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
  - 二 雇用保険法第八条の被保険者となったこと若しくは被保険者でなくなったことの確認の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務
  - 三 雇用保険法第十条第一項の失業等給付若しくは同法第六十一条の六第一項の育児休業給付の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
  - 四 雇用保険法による受給資格者に係る届出等（届出又は申出をいう。以下この号において同じ。）の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務
  - 五 雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第七十二条第一項の日雇労働被保険者任意加入の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
  - 六 雇用保険法施行規則百十条第二項の特定就職困難者コース助成金、同令第百十条の三第三項の障害者トライアルコース助成金、同令第百十五条第十八条の障害者雇用安定助成金及び同令第百二十五条第十項の障害者職業能力開発コース助成金の支給に関する事務
- 第四十六条 法別表第一の五十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
- 一 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）による被保険者に係る申請等（申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務
  - 二 高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務（前号に掲げるものを除く。）
  - 三 高齢者の医療の確保に関する法律第五十六条の後期高齢者医療給付の支給に関する事務
  - 四 高齢者の医療の確保に関する法律第六十九条第一項の一部負担金に係る措置に関する事務
  - 五 高齢者の医療の確保に関する法律第九十二条の一時差止めに関する事務
  - 六 高齢者の医療の確保に関する法律第一百四条第一項の保険料の徴収又は同条第二項の保険料の賦課に関する事務
  - 七 高齢者の医療の確保に関する法律第一百二十五条第一項又は第四項の保健事業の実施に関する事務
  - 八 高齢者の医療の確保に関する法律第一百三十八条第一項又は第三項の資料の提供等の求めに関する事務

**第四十六条の二** 法別表第一の六十の項の主務省令で定める事務は、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者である政府が支給するものとされた年金である保険給付又は脱退手当金の支給及び当該保険給付又は脱退手当金の受給権者に関する事務とする。

**第四十六条の三** 法別表第一の六十一の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 **特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則**（平成五年建設省令第十六号）**第二十八条**の入居の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務
- 二 **特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第三十条**の規定による賃貸住宅に係る賃借契約の解除に関する事務

**第四十七条** 法別表第一の六十二の項の主務省令で定める事務は、**中国残留邦人等の円滑な帰国促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律**（平成六年法律第三十号）**第七条**の自立支度金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

**第四十八条** 法別表第一の六十三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 **中国残留邦人等の円滑な帰国促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第一項**及び第三項の支援給付並びに同法第十五条第一項の配偶者支援金の支給の実施、中国残留邦人等の円滑な帰国促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号。次号において「平成十九年改正法」という。）附則第四条第一項の支援給付の支給の実施並びに中国残留邦人等の円滑な帰国促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号。以下この条において「平成二十五年改正法」という。）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下この条において「旧法」という。）第十四条第一項の支援給付、平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法**第十四条第三項**の支援給付及び平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付並びに平成二十五年改正法附則第三条第一項の配偶者支援金の支給の実施に関する事務

- 二 **中国残留邦人等の円滑な帰国促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項（同法第十五条第三項）**及び平成十九年改正法附則第四条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法**第十四条第四項**の規定によりその例によるものとされる**生活保護法第二十四条第一項**の開始若しくは**同条第九項**の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

- 三 **中国残留邦人等の円滑な帰国促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項**並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法**第十四条第四項**の規定によりその例によるものとされる**生活保護法第二十五条第一項**の職権による開始又は**同条第二項**の職権による変更に関する事務

- 四 **中国残留邦人等の円滑な帰国促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項**並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法**第十四条第四項**の規定によりその例によるものとされる**生活保護法第二十六条**の停止又は廃止に関する事務

- 五 **中国残留邦人等の円滑な帰国促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項**並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法**第十四条第四項**の規定によりその例によるものとされる**生活保護法第二十九条第一項**の資料の提供等の求めに関する事務

- 六 **中国残留邦人等の円滑な帰国促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項**並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法**第十四条第四項**の規定によりその例によるものとされる**生活保護法第六十三条**の費用の返還に関する事務

- 七 **中国残留邦人等の円滑な帰国促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項**並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法**第十四条第四項**の規定によりその例によるものとされる**生活保護法第七十七条第一項**又は**第七十八条第一項**及び第二項の徵収金の徵収（**同法第七十八条の二第一項**の徵収金の徵収を含む。）に関する事務

**第四十八条の二** 法別表第一の六十六の項の主務省令で定める事務は、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者である政府が支給するものとされた年金である給付の支給及び当該給付の受給権者に関する事務とする。

**第四十九条** 法別表第一の六十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第三十二条第二項第一号の年金である長期給付若しくは同項第三号の年金である給付（これらの給付に相当するものとして支給されるものを含む。次号において同じ。）に係る権利の決定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務
- 二 厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十二条第二項第一号の年金である長期給付若しくは同項第三号の年金である給付の支給停止の解除申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 三 厚生年金保険法等の一部を改正する法律による受給権者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

**第五十条** 法別表第一の六十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 **介護保険法**（平成九年法律第百二十三号）による被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- 二 **介護保険法**による被保険者証、負担割合証又は認定証に関する事務（前号及び次号に掲げるものを除く。）
- 三 **介護保険法第十八条第一項**の介護給付、**同条第二号**の予防給付若しくは**同条第三号**の市町村特別給付又は**同法第百十五条の四十五の三第二項**の第一号事業支給費の支給に関する事務
- 四 **介護保険法第二十七条第一項**の要介護認定、**同法第二十八条第二項**の要介護更新認定若しくは**同法第二十九条第一項**の要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 五 **介護保険法第三十二条第一項**の要支援認定、**同法第三十三条第二項**の要支援更新認定若しくは**同法第三十三条の二第一項**の要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 六 **介護保険法第三十七条第二項**の介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 七 **介護保険法第五十条**の居宅介護サービス費等の額の特例若しくは**同法第六十条**の介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 八 **介護保険法第六十六条**の保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務
- 九 **介護保険法第六十七条**又は**第六十八条**の保険料給付の支払の一時差止めに関する事務
- 十 **介護保険法第六十九条**の保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険料給付の特例に関する事務

- 十一 [介護保険法](#)第百十五条の四十五の地域支援事業に関する事務（第一号から第三号まで及び次号に掲げるものを除く。）
- 十二 [介護保険法第百十五条の四十五第五項又は第百十五条の四十七第八項](#)の利用料に関する事務
- 十三 [介護保険法第百二十九条第一項](#)の保険料の徴収又は[同条第二項](#)の保険料の賦課に関する事務
- 十四 [介護保険法第二百三条第一項](#)の資料の提供等の求めに関する事務
- 2 前項第二号、第三号（[介護保険法第十八条第二号](#)の予防給付及び[同法第百十五条の四十五の三第二項](#)の第一号事業支給費に係る部分を除く。）、第六号、第七号（[同法](#)第六十条の介護予防サービス費等の額の特例に係る部分を除く。）及び第八号から第十号までの規定は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設に係る同法による保険給付の支給に関する事務について準用する。この場合において、これらの規定中「[介護保険法](#)」とあるのは、「健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法」と読み替えるものとする。
- 第五十一条 法別表第一の六十九の項の主務省令で定める事務は、[被災者生活再建支援法](#)（平成十年法律第六十六号）[第三条第一項](#)の被災者生活再建支援金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。
- 第五十二条 法別表第一の七十の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
- 一 [感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律](#)（平成十年法律第百十四号）[第十九条第一項](#)又は[第二十条第一項](#)（これらの規定を[同法第二十六条](#)において読み替えて準用する場合を含む。）の入院の勧告に関する事務
  - 二 [感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十九条第三項](#)又は[第二十条第二項](#)（これらの規定を[同法第二十六条](#)において読み替えて準用する場合を含む。）の入院の措置に関する事務
  - 三 [感染症の予防及び感染症の患者に対する医療第三十七条第一項](#)若しくは[第三十七条の二第一項](#)の費用負担の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
  - 四 [感染症の予防及び感染症の患者に対する医療第四十二条第一項](#)の療養費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 第五十二条の二 法別表第一の七十一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
- 一 [確定給付企業年金法](#)（平成十三年法律第五十号）[第二十九条第一項第一号](#)の老齢給付金又は同項第二号の脱退一時金の支給に関する事務（[地方税法第三百十七条の六第四項](#)に規定する公的年金等支払報告書、[同法第三百二十八条の十四](#)に規定する特別徴収票、[所得税法第二百五十五条第一項第四号](#)若しくは第八号に規定する支払に関する調書又は[同法第二百二十六条第二項](#)若しくは第三項に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。）
  - 二 [確定給付企業年金法第二十九条第二項第二号](#)又は[第九十一条の二十二第三項](#)若しくは第五項の遺族給付金の支給に関する事務（[相続税法第五十九条第一項](#)に規定する調書に関する事務に限る。）
  - 三 [確定給付企業年金法第八十九条第六項](#)の残余財産の分配に関する事務（[相続税法第五十九条第一項](#)に規定する調書、[地方税法第三百二十八条の十四](#)に規定する特別徴収票、[所得税法第二百二十五条第一項第四号](#)若しくは第八号に規定する支払に関する調書又は[同法第二百二十六条第二項](#)若しくは第三項に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。）
  - 四 [確定給付企業年金法第九十一条の十九第三項](#)若しくは[第九十一条の二十第三項](#)の老齢給付金又は遺族給付金の支給に関する事務（[相続税法第五十九条第一項](#)に規定する調書、[地方税法第三百十七条の六第四項](#)に規定する公的年金等支払報告書、[同法第三百二十八条の十四](#)に規定する特別徴収票、[所得税法第二百二十五条第一項第四号](#)若しくは第八号に規定する支払に関する調書又は[同法第二百二十六条第二項](#)若しくは第三項に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。）
  - 五 [確定給付企業年金法第九十三条](#)の規定により、企業年金連合会が委託を受けて行う業務に関する事務（[相続税法第五十九条第一項](#)に規定する調書、[地方税法第三百十七条の六第四項](#)に規定する公的年金等支払報告書、[同法第三百二十八条の十四](#)に規定する特別徴収票、[所得税法第二百二十五条第一項第四号](#)若しくは第八号に規定する支払に関する調書又は[同法第二百二十六条第二項](#)若しくは第三項に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。）
- 第五十二条の三 法別表第一の七十二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
- 一 [確定拠出年金法](#)（平成十三年法律第八十八号）[第二十八条第一号](#)の老齢給付金又は[同条第三号](#)の死亡一時金の支給に関する事務（[相続税法第五十九条第一項](#)に規定する調書、[地方税法第三百十七条の六第四項](#)に規定する公的年金等支払報告書、[同法第三百二十八条の十四](#)に規定する特別徴収票、[所得税法第二百二十五条第一項第八号](#)に規定する支払に関する調書又は[同法第二百二十六条第二項](#)若しくは第三項に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。）
  - 二 [確定拠出年金法第四十八条の二](#)の規定により、企業年金連合会が委託を受けて行う情報収集等業務に関する事務（[相続税法第五十九条第一項](#)に規定する調書、[地方税法第三百十七条の六第四項](#)に規定する公的年金等支払報告書、[同法第三百二十八条の十四](#)に規定する特別徴収票、[所得税法第二百二十五条第一項第四号](#)若しくは第八号に規定する支払に関する調書又は[同法第二百二十六条第二項](#)若しくは第三項に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。）
  - 三 [確定拠出年金法附則第二条の二](#)の脱退一時金の支給に関する事務（[所得税法第二百二十五条第一項第四号](#)又は第八号に規定する支払に関する調書に関する事務に限る。）
- 第五十二条の四 法別表第一の七十三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
- 一 [確定拠出年金法第七十三条（同法第七十三条の二の規定により適用する場合を含む。）](#)において準用する[同法第二十八条第一号](#)の老齢給付金又は[同条第三号](#)の死亡一時金の支給に関する事務（[相続税法第五十九条第一項](#)に規定する調書、[地方税法第三百十七条の六第四項](#)に規定する公的年金等支払報告書、[同法第三百二十八条の十四](#)に規定する特別徴収票、[所得税法第二百二十五条第一項第八号](#)に規定する支払に関する調書又は[同法第二百二十六条第二項](#)若しくは第三項に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。）
  - 二 [確定拠出年金法附則第三条](#)の脱退一時金の支給に関する事務（[所得税法第二百二十五条第一項第四号](#)又は第八号に規定する支払に関する調書に関する事務に限る。）
- 第五十二条の五 法別表第一の七十四の項の主務省令で定める事務は、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るために農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一号。次条において「平成十三年統合法」という。）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者である政府が支給するものとされた年金である給付の支給及び当該給付の受給権者に関する事務とする。
- 第五十三条 法別表第一の七十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
- 一 平成十三年統合法による給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務
  - 二 平成十三年統合法による給付の支給を受ける権利に係る申請等（申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務
  - 三 平成十三年統合法附則第五十七条第一項の特例業務負担金の徴収に関する事務
- 第五十四条 法別表第一の七十六の項の主務省令で定める事務は、健康増進法（平成十四年法律第百三号）[第十七条第一項](#)又は[第十九条の二](#)の健康増進事業の実施に関する事務とする。
- 第五十五条 法別表第一の七十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）第十一条の被保険者の資格の取得の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務
  - 二 独立行政法人農業者年金基金法による保険料の額の特例に係る申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務
  - 三 独立行政法人農業者年金基金法による給付の裁定若しくは支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務
  - 四 独立行政法人農業者年金基金法による給付の支給を受ける権利に係る届出等（届出又は申出をいう。以下この号において同じ。）の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務
  - 五 農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号）による改正前の農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）若しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成二年法律第二十一号）による改正前の農業者年金基金法（次号において「平成十三年改正前農業者年金基金法等」という。）による給付の裁定若しくは支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務
  - 六 平成十三年改正前農業者年金基金法等による給付の支給を受ける権利に係る届出等（届出又は申出をいう。以下この号において同じ。）の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務
- 第五十六条 法別表第一の七十八の項の主務省令で定める事務は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第二百六十二号）第十五条第一項第七号若しくは附則第八条第一項の災害共済給付の給付金の支払の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務とする。**
- 第五十七条 法別表第一の八十一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。**
- 一 独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十四条第一項の学資貸与金の貸与若しくは同法第十七条の二第一項の学資支給金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
  - 二 独立行政法人日本学生支援機構法第十五条第一項の学資貸与金の返還の期限若しくは返還の方法の決定又は同法第十七条の三の規定により返還させる学資支給金の返還の期限若しくは返還の方法の決定に関する事務
  - 三 独立行政法人日本学生支援機構法第十五条第二項の学資貸与金の返還の期限の猶予若しくは同法第三項の学資貸与金の返還の免除若しくは同法第十七条の三の規定により返還させる学資支給金の返還の期限の猶予若しくは免除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
  - 四 独立行政法人日本学生支援機構法第十七条の学資貸与金の回収又は同法第十七条の三の規定により返還させる学資支給金の回収若しくは同法第十七条の四第一項の不正利得の徴収に関する事務
- 第五十八条 削除**
- 第五十九条 法別表第一の八十三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。**
- 一 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第二百六十六号）第六条第一項若しくは第二項の特別障害者給付金の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務
  - 二 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による受給資格者証に関する事務
  - 三 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第八条第一項の特別障害給付金の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務
  - 四 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第二十七条第一項若しくは第二項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
  - 五 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第二十九条の資料の提供等の求めに関する事務
- 第六十条 法別表第一の八十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。**
- 一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第十二条の資料の提供等の求めに関する事務
  - 二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十条第一項の支給決定、同法第五十五条の六第一項の地域相談支援給付決定若しくは同法第五十三条の支給認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
  - 三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八条第一項の特別障害給付金の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務
  - 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十四条第二項の支給決定の変更、同法第五十五条の九第二項の地域相談支援給付決定の変更又は同法第五十六条第二項の支給認定の変更に関する事務
  - 五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十五条第一項の支給決定の取消し、同法第五十五条の十第一項の地域相談支援給付決定の取消し又は同法第五十七条第一項の支給認定の取消しに関する事務
  - 六 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第十五条、第二十六条の七若しくは第三十二条の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
  - 七 前各号に掲げるもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する事務
  - 八 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条又は第七十八条の地域生活支援事業の実施に関する事務
- 第六十一条 法別表第一の八十六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。**
- 一 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第二百四号）第五十九条第一項の相手国法令による申請等に係る文書の受理又は送付に関する事務
  - 二 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第六十条第一項又は第二項の保有情報の提供に関する事務
- 第六十二条 法別表第一の八十七の項の主務省令で定める事務は、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第九十四号）第一条第一項若しくは第二項の施行前裁定特例給付の支給に係る書類の受理、その書類に係る事実についての審査又はその書類の提出に対する応答に関する事務とする。**
- 第六十三条 法別表第一の八十八の項の主務省令で定める事務は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第二百三十一号）第一条第八項の通知に関する事務とする。**
- 第六十四条 削除**
- 第六十五条 法別表第一の九十の項の主務省令で定める事務は、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）附則第二条第一項において読み替えて準用する同法第二条ただし書若しくは第三条ただし書若しくは附則第二条第三項若しくは第三条第一項の保険給付遅延特別加算金若しくは給付遅延特別加算金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務とする。**
- 第六十六条 法別表第一の九十一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。**
- 一 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第四条の就学支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 [高等学校等就学支援金の支給に関する法律第十七条](#)の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第六十七条 法別表第一の九十二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 [職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律](#)（平成二十三年法律第四十七号）第七条第一項の職業訓練受講給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 [職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第十二条](#)の就職支援計画の作成又は[同法第十二条](#)の就職支援措置を受けることの指示に関する事務

第六十七条の二 法別表第一の九十三の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 [新型インフルエンザ等対策特別措置法](#)（平成二十四年法律第三十一号）第二十八条第一項の規定による指示に基づき行う予防接種の実施に関する事務

二 [新型インフルエンザ等対策特別措置法第四十六条第三項](#)の規定により読み替えて適用する[予防接種法第六条第一項](#)の予防接種の実施に関する事務

第六十八条 法別表第一の九十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第十六条（[第三十条の三](#)）の規定により準用する場合を含む。）の資料の提供等の求めに関する事務

二 子ども・子育て支援法第二十条第一項の教育・保育給付認定若しくは[同法第二十三条第一項](#)の教育・保育給付認定の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

三 子ども・子育て支援法による支給認定証に関する事務

四 子ども・子育て支援法第二十二条若しくは子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）第十五条第一項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

五 子ども・子育て支援法第二十三条第四項の職権による教育・保育給付認定の変更の認定に関する事務

六 子ども・子育て支援法第二十四条第一項の教育・保育給付認定の取消しに関する事務

七 子ども・子育て支援法第三十条の五第一項の施設等利用給付認定若しくは[同法第三十条の八第一項](#)の施設等利用給付認定の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

八 子ども・子育て支援法第三十条の五第七項の規定により教育・保育給付認定保護者が受けたものとみなされる施設等利用給付認定に係る事実についての審査に関する事務

九 子ども・子育て支援法第三十条の七若しくは子ども・子育て支援法施行規則第二十八条の十二第一項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

十 子ども・子育て支援法第三十条の八第四項の職権による施設等利用給付認定の変更の認定に関する事務

十一 子ども・子育て支援法第三十条の九第一項の施設等利用給付認定の取消しに関する事務

十二 子ども・子育て支援法第五十九条の地域子ども・子育て支援事業に関する事務

第六十八条の二 法別表第一の九十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第二百二号）による給付の支給及び当該給付の受給権者に係る請求等（請求又は届出をいう。以下この号において同じ。）の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務

二 [年金生活者支援給付金の支給に関する法律](#)による給付の支給に関する事務

三 [年金生活者支援給付金の支給に関する法律](#)の規定による過誤払いによる返還金又は徴収金に関する事務

四 [年金生活者支援給付金の支給に関する法律第三十七条](#)の資料の提供等の求めに関する事務

第六十九条 法別表第一の九十六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年法律第六十三号」という。）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年法律第六十三号第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（次号及び次条において「改正前厚生年金保険法」という。）第百三十条第一項の老齢年金給付の支給に関する事務（[地方税法第三百七十七条の六第四項](#)に規定する公的年金等支払報告書、[同法第三百二十八条の十四](#)に規定する特別徴収票、[所得税法第二百二十五条第一項第四号](#)若しくは第八号に規定する支払に関する調書又は[同法第二百二十六条第二項](#)若しくは第三項に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。）

二 平成二十五年法律第六十三号附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十条第二項の一時金である給付の支給に関する事務（[地方税法第三百二十八条の十四](#)に規定する特別徴収票、[所得税法第二百二十五条第一項第四号](#)若しくは第八号に規定する支払に関する調書又は[同法第二百二十六条第二項](#)に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。）

三 平成二十五年法律第六十三号附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十条第三項の年金である給付又は一時金である給付の支給に関する事務（[相続税法第五十九条第一項](#)に規定する調書、[地方税法第三百七十七条の六第四項](#)に規定する公的年金等支払報告書、[同法第三百二十八条の十四](#)に規定する特別徴収票、[所得税法第二百二十五条第一項第八号](#)に規定する支払に関する調書又は[同法第二百二十六条第二項](#)若しくは第三項に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。）

四 平成二十五年法律第六十三号附則第三十四条第四項の残余財産の分配に関する事務（[相続税法第五十九条第一項](#)に規定する調書、[地方税法第三百二十八条の十四](#)に規定する特別徴収票、[所得税法第二百二十五条第一項第四号](#)若しくは第八号に規定する支払に関する調書又是[同法第二百二十六条第二項](#)に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。）

第七十条 法別表第一の九十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 平成二十五年法律第六十三号附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十条第五項の規定により、企業年金連合会又は平成二十五年法律第六十三号附則第三十七条の規定によりなお存続する企業年金連合会が委託を受けて行う業務に関する事務（[相続税法第五十九条第一項](#)に規定する調書、[地方税法第三百七十七条の六第四項](#)に規定する公的年金等支払報告書、[同法第三百二十八条の十四](#)に規定する特別徴収票、[所得税法第二百二十五条第一項第四号](#)若しくは第八号に規定する支払に関する調書又は[同法第二百二十六条第二項](#)若しくは第三項に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。）

二 平成二十五年法律第六十三号附則第四十二条第三項、第四十三条第三項、第四十六条第三項若しくは第四十七条第三項の存続連合会老齢給付金又は存続連合会遺族給付金の支給に関する事務（[相続税法第五十九条第一項](#)に規定する調書、[地方税法第三百七十七条の六第四項](#)に規定する公的年金等支払報告書、[同法第三百二十八条の十四](#)に規定する特別徴収票、[所得税法第二百二十五条第一項第四号](#)若しくは第八号に規定する支払に関する調書又は[同法第二百二十六条第二項](#)若しくは第三項に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。）

三 平成二十五年法律第六十三号附則第四十五条第三項若しくは第五項又は第四十九条第三項若しくは第五項の存続連合会遺族給付金の支給に関する事務（[相続税法第五十九条第一項](#)に規定する調書に関する事務に限る。）

四 平成二十五年法律第六十三号附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十条第五項の規定により平成二十五年法律第六十三号附則第三条第十三号に規定する存続連合会が承継した老齢年金給付の支給に関する事務（[地](#)

[方税法第三百十七条の六第四項](#)に規定する公的年金等支払報告書、[所得税法第二百二十五条第一項第八号](#)に規定する支払に関する調査又は[同法第二百二十六条第三項](#)に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。)

五 平成二十五年法律第六十三号附則第六十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十条の二第三項の老齢年金給付の額の加算又是一時金である給付の支給に関する事務（[地方税法第三百十七条の六第四項](#)に規定する公的年金等支払報告書、[同法第三百二十八条の十四](#)に規定する特別徴収票、[所得税法第二百二十五条第一項第四号](#)若しくは第八号に規定する支払に関する調査又は[同法第二百二十六条第二項](#)若しくは第三項に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。）

六 平成二十五年法律第六十三号附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十一条第二項の老齢年金給付の支給に関する事務（[地方税法第三百十七条の六第四項](#)に規定する公的年金等支払報告書、[所得税法第二百二十五条第一項第八号](#)に規定する支払に関する調査又は[同法第二百二十六条第三項](#)に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。）

七 平成二十五年法律第六十三号附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十一条第五項の老齢年金給付又是一時金である給付の支給に関する事務（[地方税法第三百十七条の六第四項](#)に規定する公的年金等支払報告書、[同法第三百二十八条の十四](#)に規定する特別徴収票、[所得税法第二百二十五条第一項第四号](#)若しくは第八号に規定する支払に関する調査又は[同法第二百二十六条第二項](#)若しくは第三項に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。）

八 平成二十五年法律第六十三号附則第六十三条第一項若しくは第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年法律第六十三号第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法第九十一条の二第三項若しくは第九十一条の三第三項の老齢給付金又は遺族給付金の支給に関する事務（[相続税法第五十九条第一項](#)に規定する調査、[地方税法第三百十七条の六第四項](#)に規定する公的年金等支払報告書、[同法第三百二十八条の十四](#)に規定する特別徴収票、[所得税法第二百二十五条第一項第四号](#)若しくは第八号に規定する支払に関する調査又は[同法第二百二十六条第二項](#)若しくは第三項に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。）

九 平成二十五年法律第六十三号附則第六十三条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年法律第六十三号第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法第九十一条の五第三項又は第五項の遺族給付金の支給に関する事務（[相続税法第五十九条第一項](#)に規定する調査に関する事務に限る。）

十 平成二十五年法律第六十三号附則第七十条第三項の残余財産の分配に関する事務（[相続税法第五十九条第一項](#)に規定する調査、[地方税法第三百二十八条の十四](#)に規定する特別徴収票、[所得税法第二百二十五条第一項第四号](#)若しくは第八号に規定する支払に関する調査又は[同法第二百二十六条第二項](#)に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。）

十一 平成二十五年法律第六十三号附則第七十条第四項の規定により平成二十五年法律第六十三号附則第三条第十五号に規定する連合会が承継した年金である給付又是一時金である給付の支給に関する事務（[相続税法第五十九条第一項](#)に規定する調査、[地方税法第三百十七条の六第四項](#)に規定する公的年金等支払報告書、[同法第三百二十八条の十四](#)に規定する特別徴収票、[所得税法第二百二十五条第一項第四号](#)若しくは第八号に規定する支払に関する調査又は[同法第二百二十六条第二項](#)若しくは第三項に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。）

十二 平成二十五年法律第六十三号附則第七十五条第二項の老齢を支給理由とする年金である給付又是一時金である給付の支給に関する事務（[相続税法第五十九条第一項](#)に規定する調査、[地方税法第三百十七條の六第四項](#)に規定する公的年金等支払報告書、[同法第三百二十八条の十四](#)に規定する特別徴収票、[所得税法第二百二十五条第一項第四号](#)若しくは第八号に規定する支払に関する調査又は[同法第二百二十六条第二項](#)若しくは第三項に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。）

第七十一条 [別表第一の九十八の項](#)の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）[第五条第一項](#)の特定医療費の支給に関する事務
- 二 難病の患者に対する医療等に関する法律第六条第一項の支給認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 三 難病の患者に対する医療等に関する法律による医療受給者証に関する事務
- 四 難病の患者に対する医療等に関する法律第十条第二項の支給認定の変更に関する事務
- 五 難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条第一項の支給認定の取消しに関する事務
- 六 難病の患者に対する医療等に関する法律第三十七条の資料の提供等の求めに関する事務
- 七 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）[第十三条第一項](#)の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第七十二条 [別表第一の九十九の項](#)の主務省令で定める事務は、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）による地方法人特別税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、督促、滞納処分その他の地方法人特別税の賦課徴収に関する事務又は地方法人特別税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務とする。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この命令は、[法附則第一条第四号](#)に掲げる規定の施行の日から施行する。  
（経過措置）
- 2 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第二百二号）の施行の日（平成三十一年十月一日）の前日までの間における第六十九条から第七十一条までの規定の適用については、第六十九条中「九十六の項」とあるのは「九十五の項」と、第七十条中「九十七の項」とあるのは「九十六の項」と、第七十一条中「九十八の項」とあるのは「九十七の項」とする。  
（日本年金機構に係る経過措置）
- 3 日本年金機構は、この命令の規定にかかわらず、[法附則第一条第四号](#)に掲げる規定の施行の日から平成二十九年五月三十一日までの[法附則第三条の二](#)の政令で定める日までの間ににおいては、個人番号を利用してこの命令に規定する事務の処理を行うことができない。

#### 附 則（平成二七年一〇月三〇日内閣府・総務省令第三号）

この命令は、公布の日から施行する。ただし、第二十四条の次に三条を加える改正規定（第二十四条の四に係る部分に限る。）は、平成二十八年四月一日から施行する。

#### 附 則（平成二七年一二月二五日内閣府・総務省令第六号）

この命令は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

#### 附 則（平成二八年三月三一日内閣府・総務省令第一号）

この命令は、平成二十八年四月一日から施行する。

#### 附 則（平成二八年九月三〇日内閣府・総務省令第五号）

この命令は、公布の日から施行する。ただし、第七条の改正規定は平成二十九年四月一日から、第四十三条の二の次に一条を加える改正規定及び第四十四条の次に一条を加える改正規定は個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日から、第六十四条の改正規定及び第七十一条の次に一条を加える改正規定は平成三十一年十月一日から施行する。

**附 則** (平成二八年一二月二一日内閣府・総務省令第六号)

この命令は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、第七条及び第八条の改正規定は平成二十九年四月一日から施行する。

**附 則** (平成二九年三月三一日内閣府・総務省令第二号)

この命令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二九年三月三一日内閣府・総務省令第三号)

この命令は、平成二十九年四月一日から施行する。

**附 則** (平成二九年七月一四日内閣府・総務省令第五号)

この命令は、公布の日の翌日から施行する。ただし、第十八条に係る改正規定は平成二十九年七月二十六日から、第六十八条の二に係る改正規定は年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第二百二号）の施行の日（平成三十一年十月一日）から施行する。

**附 則** (平成三〇年三月三一日内閣府・総務省令第二号)

この命令は、平成三十年四月一日から施行する。

**附 則** (平成三〇年六月八日内閣府・総務省令第四号)

この命令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成三〇年九月二八日内閣府・総務省令第七号)

この命令は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十条第二十八号の改正規定 平成三十年十月一日

二 第三十条第三十七号の次に一号を加える改正規定 平成三十一年一月七日

三 第三十条第六号の改正規定 平成三十二年十月一日

**附 則** (平成三一年三月二九日内閣府・総務省令第三号)

この命令は、平成三十一年四月一日から施行する。

**附 則** (令和元年五月三一日内閣府・総務省令第二号)

この命令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

**附 則** (令和元年五月三一日内閣府・総務省令第三号)

この命令は、公布の日から施行する。

**附 則** (令和元年九月三〇日内閣府・総務省令第七号)

この命令は、令和元年十月一日から施行する。

**附 則** (令和二年三月三一日内閣府・総務省令第一号)

この命令は、雇用保険法等の一部を改正する法律（令和二年法律第十四号）の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。